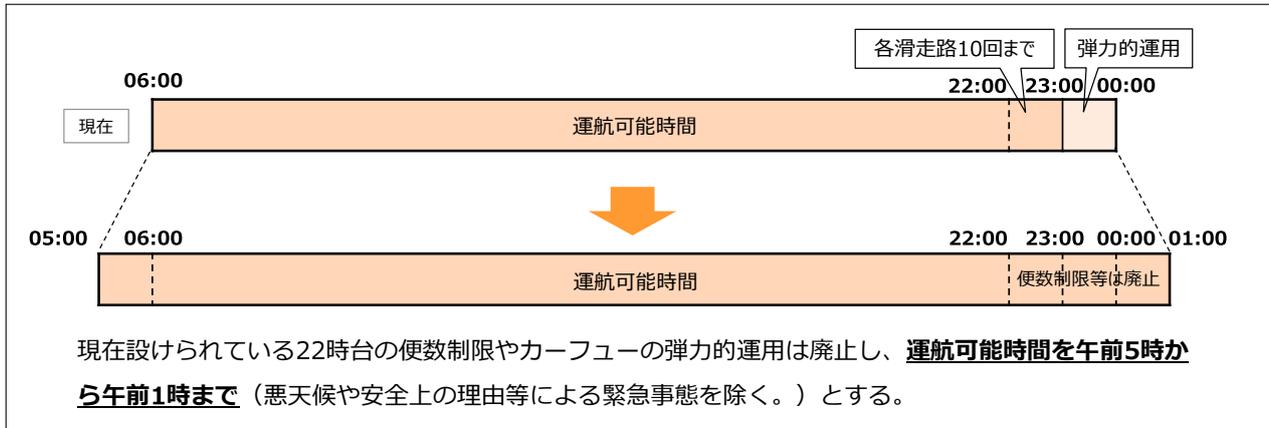


② 夜間飛行制限の緩和について(今後の運行可能時間延長について)



地域の皆様の安眠を確保するという観点から、夜間飛行制限の緩和の実施と併せ、騒特法上の航空機騒音防止地区内の家屋については、防音効果をより一層高める内窓(うちまど)を寝室に設置することについて、関係機関とともに協議していく。

③ 騒音コンター及び環境対策の検討(50万回時の騒音コンター)

※コンターとは輪郭線または等高線のことです

成田国際空港予測の離発着50万回的前提条件に基づく騒音コンター

(騒防法及び騒特法の対策区域案については、このコンターを元に策定)されることとなります。

四者協議会案の
Lden66dB
(騒特法防止
特別地区相当)



四者協議会案の
Lden62dB
(騒防法第1種
区域及び
騒特法防止
地区相当)

Lden62dB=騒防法第1種区域(住宅防音工事、空調機機能回復工事等への助成)に対応
騒特法防止地区(建築物への自己防音構造義務付け)に対応

Lden66dB=騒特法防止特別地区(住宅、学校等の建築禁止、移転補償、土地の買入れ)に対応

※Ldenとは時間帯補正等価騒音レベルのことです。dBとは音の大きさを表す単位です。

問・企画財政課空港・地域振興室 ☎84-1279

・成田国際空港株式会社 ☎0570-000-955

(受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時 ※12月29日(木)～平成29年1月3日(火)を除く)

成田国際空港株式会社ホームページ(<http://www.narita-kinoukyouka.jp>)